

令和7年
第3回立川市農業
委員会総会議事録

立川市農業委員会

令和 7 年第 3 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 7 年 3 月 26 日（水）午後 3 時
会場 立川市役所 208・209 会議室

1 開会

2 議事録署名委員の指名

3 報告事項

(1) 事務報告

(2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

(3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

4 議事

議案第 1 号 中間管理事業における農用地利用集積等促進計画
(案) に関する意見聴取について

議案第 2 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第 3 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議案第 4 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

議案第 5 号 立川市農業委員会事務局処務規程の改正について

5 その他

(1) その他

6 閉会

令和 7 年 第 3 回 立川市農業委員会総会

令和 7 年 3 月 26 日 (水)

立川市役所 208・209会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊君	10番	鴻地 文武君
2番	嶋田 貞芳君	11番	岩崎 紗矢佳君
3番	高杉 晋一君	12番	高橋 浩久君
4番	内野 智行君	13番	宮岡 広行君
5番	橋本 良子君	14番	田中 佐一君
6番	浅見 恵子君	15番	清水 茂男君
7番	宿谷 豊君	16番	川野 進君
8番	横幕 玲子君	17番	岡部 良己君
9番	森谷 一郎君		

事務局職員

局長 井上 隆一君
次長 八谷 俊太郎君
係長 熊谷 寛君
主事 小林 史弥君

午後 2 時 59 分 開会

議長 皆さん、改めましてこんにちは。本日は大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

このところ、私も花粉症なんです。結構花粉症の方もいらっしゃるかと思います。

また、今、農家もちょうど春の植付け等で忙しい時期ということで、お忙しい中、出席いただきまして本当にありがとうございます。

今日は非常に議案のほうがたくさんある予定でございます。適格者が4件もあったり、貸借もあったりということで、かなり時間のほうもかかる予定でございますので、どうか皆さんの協力でスムーズに議事が進みますよう、御協力をお願いしまして挨拶とさせていただきたいと思います。

それでは、ただいまより令和7年第3回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会規則第6条の規定を満たす数の委員に御出席いただいておりますので、本総会は成立しております。

本日付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名でございます。

今回は、11番の岩崎委員、12番の高橋委員にお願いしたいと思います。

それでは、(1)事務報告、(2)農地法第4条第1項第7号の規定による届出が3件、(3)農地法第5条第1項第6号の規定による届出が5件、一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 それでは、初めに報告事項、(1)事務報告を行わせていただきます。恐縮でございますが、着座の上、御報告申し上げます。

まず、2月の27日木曜日、立川市農業委員会・立川農業振

興会議の合同視察研修を行いました、農業委員会、事務局が出席をいたしました。

3月7日金曜日、主任職員協議会が開催されまして、事務局が出席をいたしました。

3月10日月曜日、農業委員会サポートシステム操作研修会が開催をされまして、事務局が出席をいたしました。

3月17日月曜日、東京都農業會議通常総会及び常設審議委員会が開催をされまして、会長が出席をなさいました。

委員会といたしましては、3月の14日金曜日に3月の総会に向けた現地調査を、26日水曜日、午後3時より第3回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

明日以降でございます。

4月11日金曜日、北多摩地区農業委員会連合会の理事会が開催をされまして、会長、事務局が出席を予定しております。

同日、農業委員会職員基礎研修会が開催をされまして、事務局が出席を予定しております。

4月17日木曜日、東京都農業會議常設審議委員会が開催されまして、会長が出席をなされる予定でございます。

4月18日金曜日、都市農地制度基礎研修会が開催をされまして、事務局が出席する予定となっております。

委員会といたしましては、4月15日火曜日に4月の総会に向けた現地調査を、25日金曜日、午後3時より第4回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

報告事項、(1)事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づきます届出に関する御報告でございます。

報告事項、(2)農地法第4条第1項第7号の規定による届出3件について御報告を申し上げます。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は柏町2丁目の1筆。地目は、登記簿上が畠、現況も畠。面積は426m²。転用目的は住宅用地でござ

います。

2件目、農地の所在は砂川町2丁目の1筆。地目は、登記簿上が畠、現況も畠。面積は506.7m²。転用目的は駐車場用地でございます。

3件目、農地の所在は曙町1丁目の1筆。地目は、登記簿上が畠、現況は宅地。面積は460m²。転用目的は事業用地でございます。

周辺略図を御参照いただければ幸いでございます。

続きまして、報告事項、(3)農地法第5条第1項第6号の規定による届出5件について御報告を申し上げます。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は西砂町2丁目の2筆。地目は、登記簿上がり畠、現況も畠。面積は336m²。転用目的は住宅用地でございます。

2件目、農地の所在は西砂町2丁目の1筆。地目は、登記簿上がり畠、現況も畠。面積は2,145m²。転用目的は住宅用地でございます。

3件目、農地の所在は砂川町7丁目の1筆。地目は、登記簿上がり畠、現況も畠。面積は、1,430m²のうち224m²。転用目的は、公共工事における一時転用で、事業用地でございます。

4件目、農地の所在は栄町2丁目の1筆。地目は、登記簿上がり畠、現況は雑種地。面積は155m²。転用目的は住宅用地でございます。

5件目、農地の所在は砂川町4丁目の1筆。地目は、登記簿上がり畠、現況も畠。面積は465m²。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければ幸いでございます。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございました。

ただいま報告がありました件について、何か御質問がありま

したらお願ひをいたします。

ありますか。

それでは、御質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了をいたします。

次に、議案の第1号、農地中間管理事業の推進に関する法第19条第2項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取を1件、議題に呈します。

それでは、事務局より、議案第1号について説明をお願いいたします。

次長 そうしましたら、議案第1号、中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取について、御説明をいたします。着座にて失礼いたします。

現地調査を、申請人立会いの下、嶋田職務代理、岡部委員、川野委員、事務局で行いましたので、調査結果を御説明いたします。

農地の所在、貸借人については記載のとおりでございます。

農業委員会としては、農地中間管理機構より貸借についての意見聴取を求められており、農地法3条許可同様の要件等の確認を行うものとなっております。

今回は、申請者から農用地利用集積等促進計画案の提出がありましたので、お手元の計画書案、現地調査及び申請者からの回答を基に、本事業の貸借について委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。

現在、申請者は市内に2ha以上の農地を所有し、農業経営をされております。貸借が予定されている農地は3,600m²で、申請者のほか御家族3人の、合わせて4人で担われるとのことです。機器類についてもトラクター等を所有し、十分耕作を行えるとのことです。

また、計画書において、申請者は主たる従事者となっており、150日以上従事するとのことですので、常時従事要件も問題ないものと考えております。

また、法改正に伴いまして、今回から計画において、横刷り

の最終ページ、「農作業に従事する者の配置の状況（G）」欄と、別紙「農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等」の確認が追加されております。申請者には聞き取り調査を行いまして、法令を遵守されていることを事務局のほうで確認済みでございます。

議案第1の説明は以上となります。

議長 ありがとうございました。

それでは、現地で確認された委員から補足説明をお願いいたします。

まず初めに、岡部委員、お願いします。

17番 この借りる方なんですけれども、今年の農業者大会でも表彰された方でありますて、十分な経営能力を持っております。

また、借りる予定の農地は近隣、隣接した農地ということもありまして、特に場所的には気に入っているようです。

あと、研修生なんか多く使っておりまますので、また、研修生に、そこで間に入って貸すような形で、実践をさせようというプランもあるようですので、全く問題ないと思います。

議長 続きまして、川野委員、お願いします。

16番 借手の方ですけれども、現状、かなり一生懸命やっておりますので、また、研修生等も受け入れておりますので、特に問題ないと思います。

貸主のほうなんですけれども、これ、地域計画の検討会をやっている中でこういった制度があるということを知ったようですが、それで今回の件につながっているんじゃないかなと思っております。特に問題ないと思います。

議長 続きまして、嶋田職務代理。

2番 今、2人の委員が言われたように、問題ないと思います。特別補足することもありません。

以上です。

議長 ありがとうございました。

ただいま説明がありました件に何か御質問等がありましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。ありませんか。

それでは、質問がないと認め、貸借を前提として申請者に意
思確認等を行いたいと思います。申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は、お忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。

中間管理事業による農地の貸借における事業計画の案について御説明などお願いしたく、本日は出席をお願いいたしましたので、御理解の上、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、私のほうから質問させていただきたいと思います。

本法律において、申請人が提出する事業計画について農業委員会が聴取・審査し、東京都農業会議に回答するものとなっております。農業委員会で確認すべきことは、農地法第3条許可の要件と同様、全部利用効率要件、あと農作業常時従事要件、地域との調和要件の、3要件が中心になっております。

申請者は、これまで中里地区において耕作を続けてこられました。今後の農業経営についても現地調査の際にも確認させていただきましたが、改めて3点ほど質問させていただきたいと思います。

まず1点、借受地での作付け計画について、御説明をお願いします。

2点目、生産した農作物の販売について、御説明をお願いします。

3点目、農地の利用するときの除草、農薬などの使用など、隣接する農業者との調和しながら農作業が求められております。このことについて御説明をお願いしたいと思います。

申請人 よろしくお願ひします。

1点目でしょうか。まず、どういった農産物を作るかということですけれども、今考えているのは、ネギを作ろうかなと思っています。現在、西武立川の近くでネギを今2.5反ほど作っています。そこが、いろいろ回しているんですけども、そのネギを作ろうかなと。ほかにも、ニンジンとかも結構2反

ぐらい作っていますんで、ニンジンかネギか。隣なんで、畑が隣ですから、どういったものも作れるかなという気はしております。

2点目でしょうか、売り先でしょうかね。売り先でよろしいですか。

議長 販売計画ですね。

申請人 計画ですね、はい。

計画としては、まず、売上げに対して、直売所が結構、対面でやっている直売所が売上げの4割ぐらいを占めておりまして、そこは大体多いときで、3時間ぐらいなんですけれども、100人ぐらい来たり、自動販売機もやってますので、そこが直売所をやっております。

それ以外にエマリコさん。あといなげやさんですね。いなげやさんもこれ買い取ってもいただいているんですけども、そこが結構主に使ってもらっています。あとは、マルト青果さんという都内のほうの野菜の卸をやって、そこも買い取っていただいているんで、そういったところを主にやって販売しているかなと思っております。

あとは、将来的には学校給食とか、御協力させていただけるなら、ぜひお願いしたいなと思っております。そこはまだ今、学校給食のほうはやっておりません。

最後の3点目でしょうかね。ほかの取引、農家とかの。

私も消防団でまだ、今年で31年目で、まだやっておりまして、周りが消防団の方も多いんで、地元ですよね、知っている方が多いので、コミュニケーションを取りながら、農薬の散布なんかも、除草剤に関しても、挨拶とか礼儀とかしっかりしてやっていこうかなと思っております。

市街化調整区域が多いので、そういった意味では近隣の住宅とかがあるわけではないので、そういったところよりは比較的やりやすいかなという気はしております。

もちろん農薬に関しては、ローテーションしながら、系統とかをよく見ながら、なるべく減農薬という形でやっていければ

と思っております。

以上です。

議長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんで御質問等があったら、お願ひしたいと思います。

それでは、私のほうからいいですか。

今いろいろ御質問に答えていただきまして、ありがとうございました。ここで借りる面積が3,627平米。かなりの広さですけれども。今現状で、そのほかにも非常にたくさんやられているのも見て知っているんですけども、これだけ増えて、どうですか、手のほうが回りそうですか。大丈夫そうですか。

申請人 最初、研修生が2人来ていまして、研修生、新規就農希望している研修生がいるんですけども、実はなかなか研修生が来ないときもあって、正直どうしようかなと思ったときあったんですけども。

実はトラクターとかの機械化をちょっと進めていまして、今、御存じかもしれません、アタッチメントなんかも簡単に、3点式で簡単に取り扱いができるのがありますて、うちであるのがトラクターのロータリーだと、あとはフレールモアとか、あと肥料まく機械なんかもありますて、いずれ消毒なんかする機械も、市街化調整だったら使えるかなと思っていまして、100万ぐらいなんんですけども、そういうので消毒するだとか、かなり機械化すれば対応はできるかなとは聞いております。

議長 ありがとうございました。私からは以上になります。

それでは、皆さんから質問ないようでしたら、一応これで、以上で終わりたいと思います。

本当、体には十分気をつけていただいて、もうこれ以上忙しくなると思いますけども、休日を取りながら農業に従事して、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

本日はありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号、農地中間管理事業の推進に関する

法第19条第2項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取について、要件を満たしているとして、賛成の委員は举手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、要件を満たしているとして回答することにいたします。

次に、議案第2号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、4件を議題に呈します。

本日は複数ございますので、1件ごと説明と申請者への意思確認等を行いたいと思います。

それでは、事務局より、議案第2号の1について、説明をお願いします。

次長 そうしましたら、議案第2号の1につきまして説明をさせていただきます。

特例農地は若葉町2丁目の2筆となります。

現地調査を、申請人立会いの下、鈴木会長、宮岡委員、高杉委員、橋本委員、事務局で行っております。

略図の1を御覧いただければと思います。略図の1は、若葉町の東、国分寺市境に広がる農地となります。ネギやブロッコリーを生産されており、今後はジャガイモ、タマネギ、キャベツの作付けを予定しているとのことでした。肥培管理は良好で、境界も北東の1か所を除き確認できております。確認の取れなかつた境界につきましては、農道に設置された泥はね防止マットの下にあつたため、後日確認することを伝えております。

議案第2号の1は以上となります。

議長 ありがとうございました。

それでは、議案第2号の1について、確認を担当された委員から補足説明をお願いします。

それでは、まず初めに、私が地元ですので、私のほうからまづ補足説明をしたいと思います。

ただいま事務局から説明がありましたように、野道のところにマットは敷いてありますし、そのところに石がちょっと分

からないということで、後日確認をしまして、石のほうも確認をしてきました。

それと、あともう1点は、この方、ちょっと税理士から指導があったということもあって、くいが、はつきりした板ぐいみたいなものがあったので、しっかりした動かないくいに打ち直すように、その辺も指導をしてきました。

あとそのほかで、ちょっと草が生えているところもあったんですねけれども、そこは今回の猶予を受けるところじゃないところなので、ただ、一言やはり言っておかないとね。生産緑地でも、外したところでもきれいにして、それで生産もしてくださいということも併せて話をしました。

全体的に、あとは問題はないかと思います。

以上でございます。

続きまして、宮岡委員、お願いします。

13番 こちらの土地なんですが、会長がおっしゃったとおり、そのとおりなんですが、特に問題もなく、ただ、機具なんかも、結構農機具もそろえてあって、量が多いんでびっくりしました。

あと、販売側の、軒先等になっているんですが、軒先のほうも結構きっちりとやっていて、結構おしゃれだったんで、ああ、いい場所だなっていうふうにやって、やる気満々だなというのを感じられましたので、特に問題はないと思います。

以上です。

議長 続きましては、高杉委員、お願いします。

3番 今お二方がおっしゃってくれたとおり、問題はないと思います。後日確認するという石のところは会長に言っていただいたので、問題はありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、橋本委員、お願いします。

5番 特に補足することありません。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、御質問等がありまし

たらお願いしたいと思います。

質問ありませんか。

それでは、御質問がないと認め、証明書の発行を前提として、申請者に意思確認等を行いたいと思います。申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は、お忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。

申請人には、相続税の猶予制度について十分御理解いただいていると思いますが、本総会におきまして改めてその意思確認をさせていただきますので、御協力をお願ひいたします。農業委員会としましては、猶予制度が正しく運用されなければ制度そのものが維持されず、立川農業の発展はおろか、農地の存続すらなくなってしまうと考えております。

そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと思います。初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をしたいと思います。

それでは、初めに岡部農業経営部会長、お願ひします。

17番 今日はお時間いただきまして、ありがとうございます。

それでは、質問をさせていただきます。

相続税の納税猶予制度を申請した農地所有者は、生涯にわたり農業経営を行う必要があります。その長い期間の中には、様々な理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも、制度を適用する上では、御家族などの協力を得ながら農業経営を継続していかなければなりません。

そこで、確認をさせていただきます。申請者自ら生涯にわたり農業経営を継続していく意思がおありでしょうか。お答え、お願ひいたします。

申請人 本日は、お忙しい中、このような場を設けていただきありがとうございます。

私も、やっぱり先祖から農家という部分で、父親、母親が一

生懸命農業をやってきたという部分を幼少の頃から見ております。その中で、やっぱり今回の特定生産緑地という部分の審査という部分はよく心がけております。私としても、生涯農業に携わるという部分、ここは、安心・安全な作物を作りながら、皆さん、一般の市民に提供できたらと思っております。

17番 ありがとうございました。頑張ってください。

申請人 ありがとうございます。

議長 それでは、続きまして高杉土地利用部会長、お願ひします。

3番 今日はよろしくお願ひいたします。

相続税の納税猶予制度は、条件を満たし続けている間は納税を免除される制度であり、農業その他、僅かな業種のみに適用される特例措置です。立川市をはじめ各農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者をはじめ家族の方なども協力して、農地の肥培管理を適切に行わなければなりません。

そこで、お尋ねします。後継者の育成や、申請者以外の農業補助者、家族の方の協力・支援等を受けられるのでしょうか。

申請人 よろしくお願ひいたします。

今あった御質問なんですかけれども、私の家内も畠に今も一緒に、手伝っていただいたりとか、また、息子もですが、同じ敷地内に住んでという部分で、今も時折、私が手が足んないときには手伝っていただいているような状況ですので、生涯、私が動けなくなった際にも、協力してこの農地を守っていけるかと思います。

3番 ありがとうございました。

相続税の納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定と継続を図ることを目的とされるものです。

申請人 ありがとうございました。

議長 ありがとうございました。

委員の皆さんで御質問等がありましたら、お願ひしたいと思います。

ありませんか。

それでは、質問がないと認め、私のほうから申請人にお願いがございます。

今、両部会長からもいろいろ御質問等あったと思います。この納税猶予制度というのは国の制度でございますので、こちらは、3年に一回、報告書を税務署のほうに報告します。その際、また現地調査を伺いますので、そのときにはまた立ち会っていただいて、お願ひしたいと思います。

それで、お帰りになりましたら、本日、両部会長からいろいろ質問等がありました内容がこちらの封筒に書いてありますので、また御家族にも目を通してくださいて、御理解いただけるようお願ひしたいと思います。

では、これを渡してください。

本当に今日は忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。また今後とも農業を頑張ってやっていただきたいと思いますので、ありがとうございました。

以上です。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。議案第2号の1、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

続いて、議案第2号の2について、事務局より説明をお願いします。

次長 そうしましたら、議案第2号の2について御説明をいたします。

特例農地は幸町4丁目の2筆となります。

現地調査を、申請者立会いの下、宮岡委員、鈴木会長、高杉委員、橋本委員、事務局で行っております。

略図の2を御覧ください。略図2は幸町団地の東に広がる農

地で、ネギが生産されておりました。現在は農閑期のため、やや雑草が目立ちましたが、今後耕うんされるとのことです。農地の北側の縁道沿いに直売所跡が残っており、今後撤去するというお話をいただいております。また、畠南側に農業残渣がありましたが、乾燥させた後、処分する予定とのことでした。施肥管理はおおむね良好で、境界も確認できております。

議案第2号の2の説明は以上となります。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第2号の2について、確認を担当された委員から補足説明をお願いします。

まず初めに、宮岡委員、お願いします。

17番 この方は、亡くなつた方の息子さんに当たられるんですけれども、そのときから手伝つており、農業経験は大丈夫だと思ひます。それと同時に、こういう言い方は失礼かもしません、労働力として、きょうだいがいて、その方も一緒に手伝つてゐるんで、今後、奥さんと一緒にやっていくということで、労働力的には大丈夫だと思います。

現地のことなんですが、石の確認はしてきましたが、あと、今後においては、ジャガイモ、サトイモとか夏野菜を植えたいという計画もしっかりしているので、大丈夫だと思います。

ただ、事務局から説明があった、詳しく言うと地図の上側、玉川上水沿いに玉川上水の歩行者用の道路があるんですけども、そのところにある直売所が設置されて、パイプで設置されてあつたんで、これを撤去をしてくれと言つたのと、あと、南側にあつたナス、秋野菜のナスの枝だと思うんですけども、それが積み重なつて、乾燥したら捨てるということだったんですが、その次の週に連絡がありまして、私が23日に現地確認、また見に行ったところ、直売所はもう撤去されていました。南側にあつたナス、木みたいなあれがあつたんですけども、それももうほとんど片づいていて、5分の1もないような状態で、ほとんど片づけてありましたので、特に問題はないと思います。

ただ、雑草がちょっとまだ残つていたんで、今後の課題と

して、その辺は指導していきたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、高杉委員、お願ひします。

3番 宮岡委員にほとんど言っていたので、私が言うことないんですけども、やはり玉川上水側、北側のほうですか、少し土が掘ってあったり、平らではなく土が盛ってあったり、そこには草が結構生えていたので、その辺はきれいにしてもらうように言いました。

そんな感じで、以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、橋本委員、お願ひします。

5番 特に補足することはできません。

議長 ありがとうございました。

それでは、私のほうからですね。

この方はもう、地元の農業委員さんが言われましたように、撤去していただいたということで、それについてももう問題はないかと思います。

現地調査行ったときに、予定より多く猶予が受けられるということで、当初はもう少し少なかったという予定らしかったんですね。なので、その部分が相当の草がひどかったんですけども、今そこもほぼきれいになったということで、そのほか全て確認、境界石のほうも全て確認しましたので、問題はないかと思います。

以上でございます。

それでは、ただいま説明がありました件について、御質問がありましたらお願ひしたいと思います。

ありませんか。

それでは、御質問がないと認め、証明の発行を前提として、申請人に意思確認等を行いたいと思います。申請人を呼んでください。

[申請人 着席]

議長 本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

申請人には、相続税の納税猶予制度について十分御理解していると思いますが、本総会におきまして改めてその意思を確認させていただきたいので、御協力をお願いしたいと思います。

農業委員会としては、猶予制度が正しく運用されなければ制度そのものが維持されず、立川農業の発展はおろか、農地の存続すらなくなってしまうと考えております。

そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと思います。まず初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をいたします。

それでは、初めに岡部農業経営部会長、お願いします。

17番 どうも今日は御苦労さまです。

それでは、質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度を申請した農地所有者は、生涯にわたり農業経営を行う必要があります。その長い期間の中には、様々な理由により申請者自身で耕作することが困難になることが考えられますが、そのような場合でも、制度を維持する上では、御家族の協力などを得ながら農業経営を継続していかなければなりません。

そこで、確認させていただきます。申請者自ら生涯にわたり農業経営を継続していく御意思がおありでしょうか。お答えをお願いいたします。

申請人 これまで、昨年亡くなった母と姉と3人で農業を行っておりました。今後につきましても、生涯にわたり農地の適切な運営管理を行い、安全・安心な農作物の生産に心がけて、農業経営を継続していきたいというふうに考えております。

17番 分かりました。ありがとうございます。頑張ってください。

議長 ありがとうございました。

続きまして、高杉土地利用部会長、お願いします。

3番 私のほうからも、よろしくお願ひいたします。

相続税の納税猶予制度は、条件を満たし続けている間は納税

を免除される制度であり、農業その他、僅かな業種のみに適用される特例措置です。立川市をはじめ各農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者をはじめ家族の方なども協力して、農地の肥培管理を適切に行わなければなりません。

そこで、お尋ねします。後継者の育成や、申請者以外の農業補助者、家族の方の協力・支援等を受けられるのでしょうか。

お答え、お願ひします。

申請人 現在、長男がおりまして、地方にちょっと今いるんですけど、本人と話し合いまして、将来に立川のほうに戻ってきた際には農業のほうきちんと行うというふうに、意思の確認はしております。

また、現在、先ほども姉というふうに申しましたけれど、姉が近くに住んでおりますので、そのほかにも農業ボランティアの男性の方にも手伝っていただいておる状況にあります。

このように、家族などの協力・支援により農業経営を継続していくつもりです。お願ひいたします。

3番 ありがとうございました。

相続税の納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定と継続を図ることを目的とされるものです。健康に留意されて頑張ってください。

議長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんで御質問などがありましたら、お願いしたいと思います。

ありませんか。

それでは、質問がないと認め、私のほうから申請人の方にお願いがございます。

この納税猶予制度は国の制度ということは十分御理解いただけると思いますが、今後、3年ごとに税務署のほうに報告書を提出していただきて、また、その前には今回と同じように現地調査を農業委員会のほうで伺いますので、その際は立ち会っていただきたいと思いますので、また御協力を願いしたいと思

います。

あと、ただいま両部会長からいろいろと御質問等があったと思います。そういう内容がこちらの封筒に入って書いてありますので、お帰りになりましたら、お姉さんや、また御家族にも見ていただいて、ぜひ御理解いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これで終わりたいと思います。本日、本当忙しい中、お越しいただきましてありがとうございました。

〔申請人　退席〕

議長　　それでは、採決に移ります。議案第2号の2、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長　　ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

続いて、議案第2号の3について、事務局より説明をお願いします。

次長　　そうしましたら、議案第2号の3につきまして御説明をいたします。

特例農地は上砂町2丁目の7筆となります。

現地調査を、申請者立会いの下、鴻地委員、森谷委員、内野委員、嶋田職務代理、事務局で行っております。

略図の3を御覧ください。略図の3は、第九小学校の東に広がる農地で、今後、トマトやジャガイモ、ブロッコリーの作付けを予定しているとのことです。生産した野菜は、みのれやスーパーに卸すことでした。肥培管理は良好で、境界も一部を除き確認できております。境界の不明箇所につきましては、北側のL字となった箇所となりまして、境界の確認ができるよう依頼をしております。

議案第2号の3の説明は以上となります。

議長　　ありがとうございます。

議案第2号の3について、確認を担当された委員から、補足

説明をお願いいたしたいと思います。

まず初めに、鴻地委員、お願いします。

10番 今説明があったとおりなんですが、このL字のところ、略図、母屋の南側の最初のL字のちょうどところが、1か所だけ境が分からなかったので、なるべく早めに確認するように、分かるようにするように伝えてあります。

申請者本人は、農業のほうもこつこつと行うタイプなので、今後の農業経営なんかも何の問題もないと思いますので、大丈夫だと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、森谷委員、お願いします。

9番 事務局と鴻地委員がおっしゃられたとおりでして、付け足すことはありません。

ただ、今まで面積が多くて、草退治がちょっとおろそかになっている部分があったんですけども、今回の相続で多分半分以下になってしまふと思われますので、これからは草退治のほうも適正にやっていただけるんではないかと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、内野委員、お願いします。

4番 特に問題ありません。以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、嶋田職務代理、お願いします。

2番 今言われたように、特段問題はないと思います。本人もやる気はあるようですので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いしたいと思います。

お願いします。

3番 石が1か所決まっていないということなんですけれども、

それはどなたが最終的に確認されるんですか。

議長 じゃ、鴻地委員、お願いします。

10番 私のほうで本人と確認いたしますので、また報告いたします。

議長 確認をしといていただきたいと思います。

そのほか、ありますか、質問は。

よろしいですか。

それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として、申請者に意思確認等を行いたいと思います。申請人を呼んできてください。

[申請人 着席]

議長 本日は、お忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。

申請人には、相続税の納税猶予制度について十分御理解していただけたと思いますが、本総会におきまして改めて意思確認を行いたいと思いますので、御協力を願いいたします。

農業委員会としましては、納税猶予制度が正しく適用されなければ制度そのものが維持されず、また、立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えております。

そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねいたします。初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をいたします。

それでは、初めに岡部農業経営部会長、お願いします。

17番 どうも今日は御苦労さまです。

それでは、質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

相続税の納税猶予制度を申請した農地所有者は、生涯にわたり農業経営を行う必要があります。その長い期間の中には、様々な理由により申請者自身で耕作することが困難になることもあります。そのため、そのような場合でも、制度を適用する上では、御家族などの協力を得ながら農業経営を継続していくなければなりません。

そこで、確認をさせていただきます。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく御意思がおありでしょうか。お答えをお願いいたします。

申請人 私は、ウド生産を行っておりまして、特殊な生産方法ですので、土地を含めて代々先人が残してくれた貴重な土地・技術なので、そういうのを絶やさないように、これからも頑張っていきたいと思っております。

17番 分かりました。ありがとうございました。ぜひ頑張ってください。

議長 ありがとうございました。

それでは、続きまして高杉土地利用部会長、お願ひします。

3番 今日はどうも、お忙しいところ、ありがとうございました。

相続税の納税猶予制度は、条件を満たし続けている間は納税を免除される制度であり、農業その他、僅かな業種のみに適用される特例措置です。立川市をはじめ各農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者をはじめ家族の方なども協力して、農地の肥培管理を適切に行わなければなりません。

そこで、お尋ねします。後継者の育成や、申請者以外の農業補助者、家族の方の協力・支援等を受けられるのでしょうか。

申請人 現在、子供はまだ、ここでようやく進学というところなので、後継者という点ではまだ不明なんですが、私の妻に関しては、時間の空いた限りは一緒に農作業やってくれておりますので、その辺は問題ないと思っております。

3番 ありがとうございました。

相続税の納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定と継続を図ることを目的とされるものです。お体に気をつけて、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんで御質問がありましたら、お願ひしたいと思います。

ありませんか。

いいですか。

それでは、御質問がないと認め、私のほうから申請人にお願いがございます。

もう御理解いただいていると思いますけれども、納税猶予制度は国の制度でございますので、3年に一回は報告書を出さないといけないことになっておりますので、またその際は現地調査のほうに伺いたいと思いますので、また、肥培管理も引き続き行っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、ただいま両部会長からいろいろ御質問等があったと思います。その内容がこの封筒の中に書いてありますので、お帰りになりましたら御家族に御覧いただいて、ぜひ御理解いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日は、本当に忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。これで終了したいと思います。

じゃ、これ。

[申請人 退席]

議長 それでは、採決に移ります。議案第2号の3、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

続いて、議案第2号の4について、事務局より説明をお願いします。

この議案は、委員の世帯に関する事項についてのことが含まれておりますので、農業委員会会議規則第10条の規定による、議事に参与することはできませんので、該当の委員はここで一度退席をお願いいたします。

[内野委員 退席]

議長 それでは、事務局より説明をお願いします。

次長 そうしましたら、議案第2号の4につきまして御説明をいたします。

特例農地は砂川町2丁目の1筆となります。

現地調査を、申請者立会いの下、清水委員、田中委員、森谷委員、橋本委員、事務局で行っております。

略図の4を御覧ください。略図4は砂川三番の南に広がる農地で、柿やミカンなどの果樹のほか、今後はキャベツの作付けを予定しているとのことです。西端ではミョウガなどを作っているため、松の木を残しているということでございました。肥培管理は良好で、境界も全て確認はできております。

議案第2号の4の説明は以上となります。

議長 ありがとうございます。

議案第2号の4について、確認を担当された委員から補足説明をお願いします。

まず初めに、森谷委員、お願いします。

9番 事務局が言われたとおり、境界も確認され、柿、栗など、ミカンなどを作られていました。

あと補足することはないので、適正に管理されていましたので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、清水委員、お願いします。

15番 この申請農地は、本人が所有する農地に隣接する農地で、境界も全て確認できました。畑にはミカンや柿の苗木が植わっておりました。子供さんが将来畑やるということを言われているということですので、さらにミカン等の苗木を植えるということで、その畑がきれいに耕うんされておりました。

特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、田中委員、お願いします。

14番 特にありません。

議長 ありがとうございます。

続きまして、橋本委員。

5番 全く問題ないと思います。

議長 ありがとうございました。

それでは、私のほうからですね。説明することも、ほとんどもう各委員さんから言われたとおりでございますので、何の問題もございません。以上でございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。

ありませんか。

それでは、御質問等がないと認め、証明書の発行を前提として、申請者に意思確認等を行いたいと思います。申請人を呼んできてください。

[申請人 着席]

議長 本日はありがとうございます。

申請人には、相続税納税猶予について十分に御理解いただけていると思いますが、本総会におきまして改めて意思確認をさせていただきたいと思いますので、御協力をお願ひいたします。

農業委員会としましては、納税猶予制度が正しく運用されなければ制度そのものが維持されず、立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えております。

そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねします。初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問いたします。

それでは初めに、岡部農業経営部会長、お願ひします。

17番 立場上よく御理解いただいていると思うんですけども、改めて質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度を申請した農地所有者は、生涯にわたり農業経営を行う必要があります。その長い期間の中には、様々な理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも、制度を適用する上では、御家族などの協力を得ながら農業経営を継続していくかなければなりません。

そこで、確認をさせていただきます。申請者自ら生涯にわって農業経営を継続していく御意思がおありでしょうか。お答

え、お願いいいたします。

申請人 私の家は、自分で一応 13 代目なんで、江戸時代前からずっと農家をしているんで、その農地を守っていかなければいけないと思っております。そのためにも引き続き、生涯にわたり農業経営をしていきたいと思います。

以上です。

17 番 ありがとうございました。引き続きよろしくお願いいいたします。

議長 ありがとうございました。

続きまして、高杉土地利用部会長、お願ひします。

3 番 私のほうからも、よろしくお願いいいたします。

相続税の納税猶予制度は、条件を満たし続けている間は納税を免除される制度であり、農業その他、僅かな業種のみに適用される特例措置です。立川市をはじめ各農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者をはじめ家族の方なども協力して、農地の肥培管理を適切に行わなければなりません。

そこで、お尋ねします。後継者の育成や、申請者以外の農業補助者、家族の方の協力・支援等を受けられるのでしょうか。

お答え、お願ひします。

申請人 まず、後継者についてなんですけれども、うちは娘 1 人なんですよ。そして今は普通に会社勤めをしていまして、まだ農業経験はないということなんですけれども、一応は、お願いはしている状態です。ちょっとどうなるか分かんないですけれども。

あと、農業の支援なんですけれども、家族の支援はもとより、私の畠の近くにおじがかなりたくさんいますんで、一応全員農業経験はあるので、今も忙しいときは手伝ってもらっているんで、そのときは別に問題ないと思います。

3 番 ありがとうございました。

相続税の納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定と継続を図ることを目的とされるものです。お体に気をつけながら頑張ってください。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんで御質問がありましたら、お願ひしたいと思います。

ありませんね。ありませんか。

それでは、御質問等がないと認め、私から申請人の方にお願いをしたいと思います。

よく御存じだと思いますけれども、今後、3年後にはまた調査に伺いますので、その際は御協力のほど、お願ひしたいと思います。

また、お帰りになりましたら、両部会長が質問がありました内容がこちらに書いてありますので、御家族に見ていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、本日は本当にありがとうございました。これで終わりといたします。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。議案第2号の4、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

次に、議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、7件を議題に呈します。

今回、現地調査では、件数が非常に多かったため、2班に分かれて調査を行いました。後半の4番以降の補足説明は職務代理にお願いしたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。

次長 そうしましたら、議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、7件について御説明をいたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を、鈴木会長、嶋田職務代理、高橋委員、内野委員、鴻地委員、川野委員、橋本委員、事務局で行いましたので、調査結果を御報告いたします。

議案第3号の1、幸町5丁目の1筆となります。

略図の1を御覧ください。略図1は、幸小学校の北に広がる農地で、ハナミズキやジューンベリーなどの植木を生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第3号の2、砂川町2丁目の1筆となります。

略図の2を御覧ください。略図2は、昭和記念公園砂川口の西に広がる農地で、一部にブロッコリーを生産されており、今後はキャベツを予定しているとのことでした。肥培管理は良好で、境界も確認できております。また、道路沿いに電柱がありましたが、こちらは納税猶予地から外れており、問題は特にありません。

続きまして、議案第3号の3、富士見町4丁目の3筆となります。

略図の3を御覧ください。略図3は、第四小学校の南に広がる農地で、西側の畠ではネギなどの露地野菜を、東側の畠ではキウイや柿などの果樹を生産されておりました。畠の端に資材がありまして、委員から片づけるように指導がありましたが、それ以外の肥培管理については良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第3号の4、上砂町4丁目の6筆となります。

略図の4を御覧ください。略図4は、見影橋公園の西に広がる農地で、ハナミズキやモミジなどの植木生産のほか、大根などの露地野菜も生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も一部を除き確認できております。該当箇所は上水路北の畠で、道路沿いの境界確認できなかったため、後ほど確認するようお願いしております。

続きまして、議案第3号の5、西砂町1丁目の3筆となりま

す。

略図の5を御覧ください。略図5は、西武立川駅の北に広がる農地で、今後、サトイモやブロッコリー等の作付けを予定しており、耕うんをされておりました。一部に剪定枝が放置されていたため、片づけるよう委員から指導がありました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続いて、議案第3号の6、西砂町5丁目の1筆となります。

略図6を御覧ください。略図6は、第七中学校の西に広がる農地で、大根やニンジンなどを生産されておりました。農業用施設及びシンボルツリーがあった箇所は納税猶予地から除外しております。野菜はスーパーやみのれに卸しているとのことでした。

最後に、議案第3号の7、西砂町6丁目の1筆となります。

略図7を御覧ください。略図7は、松中団地の南に広がる農地で、白菜などの露地野菜のほか、柿を生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。北側の道路沿いは雨が降ると砂利が流れ込んでくるというお話をいただきましたので、事務局より道路課へ状況を報告しております。

議案第3号の説明については以上となります。

議長 ありがとうございました。

それでは、議案の第3号について、確認を担当された委員から補足説明をお願いします。

まず初めに1番を、高橋委員、お願いします。

12番 補足説明させてもらいます。

この畑は、報告あったとおり、ハナミズキ、ジューンベリー等、きれいに管理されており、全く問題ありませんでした。

ただ、今年の冬に畑を整理したときの、木の取った根っこが一部に置いてあったので、それも近日中に片づけるということでした。

あと1点、その畑の南側が一部、何か売りに出るような話をしていましたので、どうなるか心配されたということです。

以上です。

- 議長 続きまして、橋本委員、お願いします。
- 5番 補足することはありません。
- 議長 続きまして2番、内野委員、お願いします。
- 4番 この畠なんですけれども、境界石も確認出ましたし、肥培管理も良好で、特に問題ありません。
- ここで、1週間前頃、ちょっと近所を車で通ってみたんですけども、ちゃんとトラクターで耕うんされていて、いつでも次のキャベツのほうを作付けできる状態になっておりました。
- 以上です。
- 議長 ありがとうございます。
- 橋本委員、お願いします。
- 5番 補足することはありません。
- 議長 ありがとうございます。
- 続きまして、3番ですね。では、橋本委員からいきましょう。
- 5番 鈴木さん、3番の方ですね。一応農業をやっていらっしゃって、かなり高齢の方なので、この先がちょっと心配ではありますけれども、今のところは、いろんな果樹を中心にやっていらっしゃるということです。
- 議長 ありがとうございました。
- それでは、あとは私のも担当しましたので、私のほうから説明します。
- この方は、今、橋本委員からも言われたように、ちょっとかなりもう高齢ということでございます。ただ、この方は立川の農地バンクにも登録されているということでございます。なので、今後もしそういう借りたいって人がいたらぜひお願いしますということと、ただ、もう高齢だからどうしようかななんて、そういうといった話もあったんですけれども、大変なときには、そういう制度がありますから、ぜひ利用してくださいということでお願いしときました。
- 橋本委員が言われているように、もう全て問題はないかと思います。
- 以上です。

続きまして、4番ですね。鴻地委員、お願ひします。

10番 事務局が説明したとおりで、肥培管理は良好。

今回、本人の息子さんも一緒に、境界というか畠、現地確認、一緒に回ってもらいました。事務局から報告があった、一部ちょっと分からぬ点、境界は確認できたんですが、ちょっと分かりづらいところがあったので、再度ちゃんと確認するように私のほうでしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、5番から6番を、川野委員、お願ひします。

16番 まず5番ですけれども、事務局の御説明あったとおりでございます。特に問題ないと思います。

それから6番ですけれども、略図6の下の四角、抜けていると思うんですけれども、これ、シンボルツリーが植わっております、大きい木が植わっていますので、そこは除外されているということです。

なお、向かって左側のところなんですけれども、空白になっていますが、ここ今、建て売り住宅が建っておりまして、今後、両サイドを住宅に挟まれてしまうということで、ちょっと御本人は心配しております。

特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、7番を嶋田職務代理、お願ひします。

2番 この方ですけれども、御主人と2人で作業のほうはしているんですけれども、非常に肥培管理も良好ですし、やる気もありますんで、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

私から、1番、2番については、補足説明はございません。あと、4番から7番は嶋田委員のほうから、ありましたら

お願ひします。

2番 特別はありませんけれども、7番の方ですけれども、先ほど事務局のほうから報告があったように、北側の市道のところが、一部水が流れてきてしまうというようなことがありましたので、その辺は事務局を通して道路課のほうに一度確認してもらうように言ってありますので、それは引き続きよろしくお願ひします。

以上です。

議長 ただいま説明がありました件について、何か質問がありましらお願いします。

田中委員、お願ひします。

14番 すみません、番号3ですけれども、ちょっと数字的なところなんですが、被相続人の所有面積が1,821ですよね。それで、適用申請農地が1,923ということは、増えていますけれども、これは実測か何かして増えたってことでしょうかね。

係長 今の件につきまして、事務局のほうから説明させていただきます。

当初、被相続人の所有面積につきまして、こちらのほうに数字が出ている1,821平米という形で手続のほうをされました。

その後、こちらの畠の真ん中の部分、空白になっているところ、通路になっているんですが、その辺りの部分について測り直し、分筆などをされて測り直しをされたときに、面積のほうが今回の面積のほうでなったり、実測になっていますので、その辺で、申請時とこちらのほうで今現在把握している面積がずれてきてしまっているということになっております。

以上でございます。

議長 田中委員、よろしいでしょうか。

14番 オーケーです。

議長 ありがとうございます。

そのほか、御質問ありますか。

3番 すみません、6番の方なんですけれども、シンボルツリー

で外してあるということなんですかけれども、シンボルツリーってどのぐらいの大きさなんですか。

16番 結構高さは、そんなに大きくないんですけれども、あれ、ちょっと樹種が分かんないんですけれども。

議長 ヤシみたいなの、あるの。結構周り囲っているから、だから余計広くなつたんでしょうね。

3番 分かりました。ありがとうございます。

16番 ちょっと、先ほどの田中委員の質問で、いいですか。

議長 はい。

16番 これ、数字は直すんですか。申請時のほうでよいのか。何か。

また同じ質問が出ますよね、3年後に。

14番 でも、変えちゃったらおかしいだろう。当時1,821でなっているものを、実測して1,923となつていてるんだから、それを変えちゃったら申請時の数字が変わっちゃう。

16番 じゃ、注釈入れとくしかない。

14番 そのほうが間違わなくて、実測で増えたってことで。

16番 処理の仕方だけ決めといつていただく。

局長 すみません、今御質問いただいたところでございます。申請の数字が1,821平米、それで、実測をいたしまして1,923平米ということでございます。

このそごが、田中委員がおっしゃっておりました。ここでの申請のときの数字を変えてしまふと、そもそもその数字がおかしな話になつてしまふので、しっかりとこここの部分は、1,923に現在はなつてているという、補足説明というんでしょうか、ただし書を、しっかりとそこを明記して、それが明らかになるようにしておくというふうにしたいなというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

16番 はい。

議長 それでは、また備考のところか何かにでも、分かるようにしといていただけだと、また同じ質問が出なくていいのかなと思いますので、併せてお願ひします。

そのほか、ございますか。

よろしいですか。

それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

次に、議案第4号について、2件、事務局より説明をお願いします。

次長 そうしましたら、議案第4号、生産緑地に関する農業の主たる従事者についての証明について、御説明をいたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

略図の1を御覧ください。

土地の所在は幸町4丁目の4筆。面積は1, 823. 11m²となります。

申出事由は死亡。

証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

続きまして、略図の2-1を御覧ください。

土地の所在は上砂町2丁目の1筆。面積は2, 303m²となります。

また、略図の2-2を御覧ください。

こちらは、土地の所在は上砂町5丁目の2筆。面積は1, 814m²となります。

申出の事由は死亡。

証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第4号の説明は以上となります。

議長 ありがとうございました。

係長 本日、議案第4号の2番の方ですが、備考欄、生産緑地指

定面積につきまして、事務局のほうで記載のほう、ミスをしてしまいましたので、訂正させていただきます。面積 8, 375 平米となっておりますが、9, 261 平米でございました。申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。

議長 ありがとうございます。

それでは、補足説明を、まず 1 番、宮岡委員、お願ひします。

13 番 ここは、先ほどの方の隣の畑なんですが、耕作してあって、夏通ったときもここにはトマトとナスが植わっていたんで、さっきのナスのあれが残っていたというのが、ここに植わっていたというふうな感じだと思います。雑草がちょっと多かったんですが、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして 2 番、鴻地委員、お願ひします。

10 番 略図の 2-1、2-2 とも、主に先ほどの方のところなんですが、ウドをメインに作付けをしていた畑になります。主たる従事者の証明について、問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願ひします。

ありませんか。

それでは、御質問等がないと認め、採決に移ります。議案第 4 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願です。証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

次に、議案第 5 号、立川市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について、議案に呈します。

事務局より説明をお願いします。

次長 そうしましたら、議案第 5 号、立川市農業委員会事務局処

務規程の改正について、御説明をいたします。

令和7年度、立川市役所では組織改正に伴いまして、農業委員会事務局が兼務をしております「産業文化スポーツ部産業振興課」が「産業まちづくり部農業振興課」に変わることとなりました。産業振興部分と農業振興部分が分かれるという形になります。

これに伴う大きな変更点としまして、農業専門の課が新設をされ、農業専任の課長職が設けられるということになります。

一方で、部長職につきましては、既存の産業系の業務に加えて、交通対策などまちづくり系の業務を兼ねるということになりますので、所掌範囲が広がるものと考えております。

今回の組織改正で課長職が農業専任となったこと、また、部長職の所掌範囲が広がったことから、局長につきましては課長職が担いまして、次長については職を廃止するという、そういうことで立川市農業委員会事務局処務規程の一部改正を議案とさせていただいております。

なお、次長職につきましては、立川市の現規程上、参事、いわゆる課長職以上が担うこととなっておりますので、今後、課長職が局長を担うことで、次長職を担える職員が不在となるということで廃止とするといった変更をしております。

今回の改正におきまして、事務局職員の担当の変更となりまして、業務量が増えることはないということで考えており、委員会の運営、とりわけ総会の運営に支障はないものと考えてございます。

説明は以上となります。

議長 ありがとうございました。

ただいま説明がありました件について、何か御質問があつたらお願いしたいと思います。

よろしいですか。

ちょっとよく見ていただいてですね。

ほかの市でも、局長はほとんど課長がやっている市が多い。ほぼ、ほとんどという感じですね。問題なければ採決に移りた

いと思います。

それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第5号、立川市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について、賛成の委員は举手をお願いいたします。

……全員举手

議長 ありがとうございます。全員举手と認め、規程案に賛成することに決します。

その他で何かございますか。

次長 事務局のほうから特にございません。

議長 ないようでしたら、本日の審議予定はこれで終了でございます。

次回の農業委員会は4月25日金曜日、午後3時から、208・209会議室の開催となります。

本日も慎重審議をしていただきまして、ありがとうございました。

午後4時29分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員